

さいたま市中高層建築物の建築及び大規模開発行為等に係る
紛争の防止及び調整に関する条例（抄）

第4章 調停

（調停の申出等）

- 第18条 紛争当事者は、前章の規定による市長のあっせんによってもなおその解決に至らないときは、当該紛争の調停を市長に申し出ることができる。
- 2 市長は、紛争当事者の双方から調停の申出があったときは、次条第1項に規定するさいたま市建築開発紛争調停委員会の調停に付することができる。
 - 3 市長は、紛争当事者の一方から調停の申出があった場合において、相当の理由があると認めるときは、他の紛争当事者に対して、調停に付することに合意するよう勧告することができる。
 - 4 市長は、前項の規定による勧告に対し、他の紛争当事者から調停に付することに合意する旨の回答があったときは、当該回答をもって第2項の規定による紛争当事者の双方からの調停の申出があったものとみなす。
 - 5 第15条第4項の規定は、第1項の規定による申出について準用する。

（調停委員会）

- 第19条 市長の付託に応じ紛争の調停を行うとともに、市長の諮問に応じ紛争の防止及び調整に関する重要事項について調査審議するため、さいたま市建築開発紛争調停委員会（以下「調停委員会」という。）を置く。
- 2 調停委員会は、前項の諮問に関連する事項その他紛争の防止及び調整に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

（組織）

- 第20条 調停委員会は、委員15人以内で組織する。
- 2 委員は、法律、建築、環境又は都市計画について知識と経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、調停のため必要があると認めるときは、調停の内容に係る技術的事項に関する学識経験者等を臨時委員として加えることができる。

（任期）

- 第21条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員の任期は、第1項の規定にかかわらず、調停が終了するまでとする。

(会長)

第22条 調停委員会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、会務を総理し、調停委員会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(小委員会)

第23条 調停委員会に、3人以上の委員（臨時委員を含む。以下同じ。）で構成する小委員会を置く。

- 2 調停委員会に付託された調停は、小委員会が行う。
- 3 小委員会の委員は、調停委員会の委員のうちから調停ごとに会長が指名する。

(調停前の措置)

第24条 小委員会は、調停前に、紛争当事者に対し、調停の内容となる事項の実現を不能にし、又は著しく困難にする行為の制限その他調停のために必要と認める措置をとることを勧告することができる。

- 2 小委員会は、調停のため必要があると認めるときは、紛争当事者に対し、意見を聴くため出席を求め、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(調停案の受諾の勧告)

第25条 小委員会は、必要に応じ調停案を作成し、紛争当事者に対し、期間を定めてその受諾を勧告することができる。

- 2 前項の調停案は、小委員会の委員の過半数の意見により作成しなければならない。

(調停の打ち切り)

第26条 小委員会は、紛争当事者間に合意が成立する見込みがないと認めるときは、調停を打ち切ることができる。

- 2 小委員会は、前条第1項の規定による勧告をした場合において、指定された期間内に紛争当事者の双方から受諾する旨の申出がなかったときは、当該調停は打ち切るものとする。
- 3 小委員会は、前2項の規定により調停を打ち切ったときは、紛争当事者にその旨を通知しなければならない。

(調停委員会等の非公開)

第27条 調停委員会及び小委員会が行う調停の手続は、公開しない。

(調停終了の報告)

第28条 小委員会は、調停が終了したときは、その結果を調停委員会の会長に報告しなければならない。

2 調停委員会の会長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、調停の結果を市長に報告しなければならない。